YYY CLUB SPORTS 会員会則

■第 1 章　総則

第 1 条　名称

本クラブは YYY CLUB SPORTS （以下本クラブという）と称します。

第 2 条　所在地

本クラブは静岡県裾野市御宿 1500Y-CITY 内と静岡県御殿場市川島田 252-1Y-TOWN 内に置きます。

第 3 条　運営・管理

本クラブの施設は、株式会社ジョットインターナショナル（以下会社という）が運営・管理にあたります。

第 4 条　目的

本クラブはクラブの施設の利用を通じて、心身の健康維持と増進に努めると共に、会員相互の知的で創造的な明るいコミュニケーションを築くことを目的とします。

第 5 条　施設

本クラブにはフィットネスルームを設けます。

■第 2 章　会員

第 6 条　会員資格の取得

本クラブの趣旨に賛同し、本会則および諸規則を遵守する方で、所定の入会手続きを行い、会社が承認した時点で、本クラブの会員資格を取得したものとします。

第 7 条　会員の利用

会員は、本会則及び細則、その他規則に従い本クラブの施設を利用できます。

第 8 条　会員の種類

本クラブの会員は下記の種類とします。

E 会員：矢崎 4 社（総業・部品・計器・矢崎ｴﾅｼﾞｰｼｽﾃﾑを以下矢崎 4 社という）秘書役以上及び矢崎関係会社の役員

Y 会員：矢崎 4 社及び矢崎関係会社従業員

F 会員：矢崎 4 社及び矢崎関係会社従業員の家族（3 親等以内 18 歳以上）

O 会員：矢崎 4 社及び矢崎関係会社の定年退職者本人。

M 会員：E・Y・F・O 会員資格を有する 1 ヶ月契約の方。

第 9 条　会員資格の期間

会員の期間は 1 年間とします。但し M 会員は 1 ヶ月とします。更新の場合は「会員資格更新に関する申請書」の提出により、1 年間ごと、又は M 会員は 1 ヶ月ごとに更新します。

第 10 条　諸規則の順守

1．会員は本クラブ施設利用にあたり、本会則・細則その他諸規則を遵守しなければなりません。

2．会員は本クラブ利用において、法令及び公序良俗に反する行為の他、次の各号に該当する行為をしてはなりません。

① 酒気を帯びての入場。
② 他の会員の施設利用を妨げる行為。
③ 施設スタッフの指示に反する行為。
④ その他、施設内の秩序を乱す行為。

3．会員が前各項のいずれかに違反した場合は、会社はその会員を即刻退館させることが出来ます。

■第 3 章　入退会

第 11 条　入会手続

本クラブに入会を希望する方は、会社所定の申込手続きを行い、会社の承認を得るものとします。

第 12 条　退会

会員は自己都合により退会する時は、会社所定の書面により手続を行います。

第 13 条　個人情報保護

本クラブは、会員の個人情報（氏名、生年月日、住所、連絡先、勤務先）について、本サービスの提供および運営管理の目的で利用いたします。

これらの目的の範囲内で、会社グループ(矢崎総業を含む)もしくは関連する業務委託先に提供する場合があります。

なお、本クラブは法令に基づく場合を除いて、個人情報を業務委託先以外の第三者に提供することはありません。

第 14 条　情報提供

会社は、会員の個人情報について、会社内で共有し、必要に応じて会員に関する情報を利用することがあります。

第 15 条　除名

会社が次の各号の 1 つに該当すると認めた場合は、会員資格の停止または除名することが出来ます。

1．本会則又はその他会社の定める規則に違反した時。
2．入会その他、諸手続き事項において、故意に虚偽の記載を行った時。
3．第 19 条各項のいずれかに該当する事を偽って施設を利用した時。
4．本クラブの名誉を毀損し、または秩序を乱した時。
5．本クラブの施設を故意に毀損した時。
6．会費又はその他の支払いを滞納した時。
7．会員としての品位を損なうと認められる非行のあった時。
8．他の会員や施設スタッフに嫌がらせや恐怖を与える行為をした時。
9．法令に違反した時。

第 16 条　会員資格の喪失

会員は次の各項に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

1． 第 12 条に定める退会を申し出、会社がこれを承認した時。
2． 第 15 条により除名された時。
3． 会員本人が死亡した時。
4． 第 20 条により施設を閉鎖した時。

■第 4 章　会員の権利・義務

第 17 条　会費

矢崎 4 社従業員（E・Y・M 会員）の会費は給与天引きとします。矢崎関係会社従業員（E・Y・M 会員）の会費は現金にて会社に支払することとします。

F・O 会員の会費は現金にて会社に支払することとします。

但し、矢崎 4 社従業員の F 会員に関しては従業員の給与より天引きにすることも可能とします。

第 18 条　施設の利用

会員は Y-CITY 及び Y-TOWN に所在する本クラブの両施設を利用することが出来ます。

■第 5 章　附則

第 19 条　利用の禁止

つぎの各項のいずれかに該当する会員は、本クラブの施設を利用することができません。

1．本クラブ会則・細則その他諸規則を遵守しない方。
2．伝染病その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
3．一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方。
4．医師により運動又はサウナ・入浴を禁じられている方
5．医師により運動制限があると判断された方（妊娠中を含む）
6．本クラブの会員としてふさわしくないと会社が判断した方。
7．過去に会社より除名等の通告を受けた方
8．その他、正常な施設利用が出来ないと会社が判断した方。

第 20 条　施設の閉鎖及び利用制限

会社は以下の場合、本クラブの施設を閉鎖又は利用の制限をすることが出来ます。

1．定期休業等による場合。
2．天候、災害その他の事由により災害が会員に及ぶと会社が判断した時。
3．施設の改造、補修、点検等を行う時。
4．本クラブの主催する特別行事を開催する時。
5．法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢等による時。
6．経営上、会社が必要と認めた時。

第 21 条　会社の損害賠償責任免責

1．会員が本クラブ施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、会社は会社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。

第 22 条　変更届

会員は住所又は連絡先等、入会申込書記載事項に変更のある場合は、速やかに会社に変更届を提出しなければなりません。本クラブからの通知・連絡等は届出記載の所にのみ行います。

第 23 条　細則

本会則に定めの無い事項及び業務上必要な細則は、会社がこれを定めます。

第 24 条　会則の改定

1．会社は、必要に応じて本会則および細則等の改定を行うことができます。なお、改定後の会則等は、全会員に対してその効力を有するものとします。
2．会社は、会則等の改定を行った場合には、ホームページへの掲載その他会社が適切と判断する方法により、会員に告知するものとします。

第 25 条　会則の施行

本会則は 2026 年 7 月 21 日より改定施行します。

YYY CLUB 会員細則

第 1 条　施設の利用

会員は本クラブの施設を利用できます。但し本クラブで行うイベント及びプログラムに参加される場合は必要に応じ別途料金を定めます。

第 2 条　会費

1．会費は会員種別により、給与天引きもしくは入会手続き時に矢崎総業宛に前納して頂きます。
会費の取扱い窓口は本クラブにお支払頂きます。

2．

種別	会費（消費税込み）
E 会員	年間 ¥11,000
Y 会員	年間 ¥5,500
F 会員	年間 1 名につき ¥5,500
M 会員	月間 1 名につき ¥1,100
O 会員	年間 ¥5,500
有料プログラム	その都度必要に応じ別途料金

3．会費の現金お支払は消費税と合わせてお支払い頂きます。

第 3 条　会員資格喪失による会費返還

会則第 16 条による会員資格喪失の場合、会費は期間内といえども返還致しません。

第 4 条　休会

長期出張、傷病、その他やむを得ない理由で、会員資格有効期間内に月初めから連続して 6 ヶ月以上休会する場合、理由を明記し、本クラブに事前に休会届を提出しなければなりません。この場合年会費は半額となります。(6 ヶ月未満は対象となりません)

第 5 条　休会による会費返還

月初めから月末迄を 1 ヶ月とし、連続して 6 ヶ月以上休会の場合に限り休会終了後に半額返還します。月途中から月末までの日数は返還対象期間となりません。

第 6 条　損害賠償責任免責

1．会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、会社はその損害賠償の責を負いません。
2．本クラブ内で発生した盗難、傷害その他の事故については、会社の責に帰すべき事由による場合を除き、会社は責任を負いません。
3．会員間に生じたトラブルについては当事会員間にて解消するものとし、会社は一切その責を負いません。

第 7 条　会員等の損害賠償責任

会員の責に帰する事由により会社又は第 3 者に損害を与えた場合は、その会員が当該損害に関する賠償の責を負うものとします。

第 8 条　所持品の預かり

本クラブでは所持品のお預かりは致しません。

第 9 条　施設利用の制限

本クラブ施設内において会社の許可なく営業行為若しくはこれに類する行為を固く禁じます。

第 10 条　附則

細則第 2 条に定める会費の金額は、経済情勢の変動又は諸事情により変更させて頂く場合があります。

第 11 条　細則の改訂・施行

本細則は 2026 年 7 月 21 日より改定施行します。